

第10回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年2月27日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時42分
2. 場 所 名取市民体育館第1会議室
3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 非農地証明願出について(取下げ)
議案第5号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

4. 報告事項

報告事項

- (1) 農地賃貸借権解約について
- (2) 農地使用貸借権解約について
- (3) 令和7年度名取市農作業標準料金の設定について

5. 出席委員(29人)

会 長 15番 引地 長一

農業委員	1番 板橋 英昭	2番 入間川 康弘	3番 松浦 朋子
	4番 大友 政基	5番 遠藤 勝典	6番 昆布谷 功治
	7番 佐伯 美和	8番 渡邊 正明	10番 相澤 喜美
	11番 松浦 岩男	12番 入間川 昭一	13番 佐藤 勝浩
	14番 大内 繁徳		

欠席委員 9番 阿部 芳昭

推進委員	1番 大内 伸一	2番 山路 康則	3番 菅野 弘一
	4番 齋 重昭	5番 長田 満	6番 渡邊 定信
	7番 墨繪 広之	8番 引地 恒裕	9番 武田 由美子
	10番 浅井 照久	11番 松浦 正博	12番 松浦 崇
	13番 西山 剛	14番 相澤 早苗	15番 川村 吉則

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 菱沼 弘一 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第10回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第10回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員15名、計29名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（引地長一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

6番 昆布谷 功治 委員 7番 佐伯 美和 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。佐藤勝浩代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（佐藤勝浩委員）

第1班代表委員の佐藤勝浩です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年2月27日提出。

議案第1号1番から2番につきましては、2月25日の担任委員会で現地調査を行い、借受人等より実情を聴取いたしました。

番号1、大字・字・地番は、高館川上字東北畑18番1、地目は登記現況共に畑、登記面積152㎡、転用目的は飼料置場です。貸付人・借受人の住所・氏名は、議案

書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定です。期間は許可日より20年間、賃料は1㎡あたり年額20円、年額総額では、3,000円です。フレコンパック100袋分を収納します。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、農地転用許可基準及び審査内容については、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、岩沼警察署高館交番から400mほど西南西、県道名取村田線沿いに位置し、農業振興地域の農用区域外、第2種農地となります。借受人は申請地の道路を挟んだ北側に居住しており、ビール工場から出るビール粕を県内畜産農家へ輸送する会社を長年経営しております。一昨年、ビール粕を排出していた地元ビール工場がビール生産を取り止めたことで、県内畜産農家へビール粕の供給が不可能となりました。しかし、県内畜産農家においてはビール粕の需用があることから、同ビールメーカーの千葉工場からビール粕を運搬し、供給を行っているところです。現在、借受人の宅地内にビール粕のフレコンパックを一時仮置き場としておりますが、本設の飼料置場が必要となり、近隣に適地があったことから申請に至ったものです。飼料置場は、盛土を行わず、碎石を敷き、車両の出入もしないとのこと。雨水は、自然浸透とし、周辺農地には土砂流出など影響が発生しないものと考えます。計画では、フレコンパックを平置きで100袋置くことが可能で、常時20～30袋程度をストックし、畜産農家に供給することとしております。需要があり予約分のため、長期ストックは無い模様ですが、発酵による臭気が発生した場合は、適切に対処し全責任を負うこととしております。臭気のことを、実情調査の際にお伺いしたところ、ビール数自体は搬送しているもので、フレコンパックに詰める前にビニール袋に入れ、その後でフレコンパックに詰めるので、ほとんど臭気は心配ないとのことをお言葉をいただいております。想定外の臭気が発生した際は、対策を講じるよう申しつけております。

番号2、大字・字・地番は、高館熊野堂字岩口南50番1、地目は登記現況共に田、登記面積478㎡、転用目的は駐車場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買です。売買価格は、1㎡あたり3,034円、総額では、1,450,000円です。駐車場の駐車台数は、4台分です。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、農地転用許可基準及び審査内容については、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。

申請地は、高館の秀麓齋から400mほど北北東に位置し、農業振興地域の農用区域外、第2種農地となります。譲受人は、申請地の北側で昭和63年頃から自動車解体業等の会社を経営しております。譲受人と譲渡人は、同じ集落に居住しており、譲渡人は、高齢なうえ体調が思わしくなく後継者もないこと、更に申請地は、生産性、効率性も高くないこともあり、譲受人の事業地と隣接していて駐車スペースとして活用できることから売買を申し入れ申請に至ったものです。駐車場は、盛土を行わ

ず碎石を敷き、北側既存事業地とは約1m段差があり、L型擁壁が設置されていることから分離して利用する予定であります。雨水は、自然浸透及び南側の用排水路に排出することし、窪地であることから土砂流出など影響が発生しないものと考えます。万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し全責任を負うこととしております。なお、自動車関連であるため、油の流出は絶対発生させないこと、畦畔や用排水路改修を計画する際は、土木課と協議を行うようお願いしました。車の関係では、分離層で対応するという話をいただきましたので、ほぼ問題ないかと考えてます。

以上、1番から2番まで申請内容に問題ないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の引地恒裕委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（引地恒裕推進委員）

議案第1号1番から2番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、飼料置場への転用及び賃貸借であり、盛土をせず、雨水も自然浸透となることから土砂の流出は発生せず、周辺農地への影響は発生しないと考えます。フレコンパックも重ね置きしないことから、危険性もないと考えられます。2番は、駐車場への転用及び売買であり、譲受人が自動車解体業等の会社を営んでおり、事業地と隣接しており、譲渡人から売買の申し出があったことから、申請に至ったものです。駐車場は、盛土をせず碎石を敷きならし、雨水も自然浸透若しくは南側の既存水路からの排出となります。窪地であることから土砂の流出は発生せず、周辺農地には影響が発生しないと考えます。なお、車などから油流出が発生させないよう指導しました。

以上、1番から2番については、申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 14番（大内繁徳会長職務代理）

議案第1号の2番についてですが、担任委員会資料4ページに新設道路とありますが、新設暗渠なので下の方を通り、埋め込んで暗渠にしたその上を道路は通ると思うのですが、その道路はどのような砂利敷なり舗装となるのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

佐藤代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（佐藤勝浩委員）

その点につきましては、担任委員会資料4ページの図面にある土地利用計画図には、新設進入通路と書いてありますが、この新設通路の築造は断念したということです。理由は、申請地はあまりにも道路との段差がひどく、築造するには厳しいという判断になったということでした。ただ、この敷地に関しては、かなり段差のある窪地で水

溜りになりやすいようです。譲受人本人からお話を聞いた時点では、見積書といますか、正式な敷地整備に対する代金等で未定の部分があるので、今後整備の更新を考えていきたいとのことです。なお、暗渠と書いてある所の近くに現況では、ヒューム管が入っております。このヒューム管を利用して車両を進入させるのであれば強度が無いので、どの様な種類の車を入れるのかお聞きしたところ、乗用車なので大丈夫だと思いますという回答でした。

○ 議長（引地長一会長）

今の説明で、大内代理よろしいでしょうか。

○ 14番（大内繁徳会長職務代理）

はい。分かりました。

○ 12番（入間川昭一委員）

私からも、よろしいでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

はい。入間川委員。

○ 12番（入間川昭一委員）

さきほどの件について、大内職務代理の発言にもあった新設暗渠についてですが、ここの水路は土側溝なので暗渠にしても意味が無いと思います。新設水路を新たに設けることになると思いますが、今回申請の50番1の地内に強度のあるヒューム管が入っていないとのことです。この水路は土側溝で常に水が流れている水路です。土地改良区外の水路、新設水路、暗渠、もろもろの水路がある旧東街道線沿いのこの辺は、雨が降ると被害がでる地区でもあります。5、6年前の大雨の時は大変でした。L型側溝・擁壁の設置はなるほど結構ですが、このL型土留めの際を通り48番1、66番から68番の農地を川のように雨水が流れ、この時の被害後の現地調査には、宮城県、名取市農業委員会事務局職員各2名、当時の農業委員会長、現会長、そして地元の農業委員として私が現地を見に行った経緯があります。この地区ですが、市道旧東道路線より上の方に農地があります。川村農地利用適格推進委員の方がこの地区の状況には詳しいのですが、相互台、ゆりが丘団地には調整池があります。3団地の内、那智が丘団地の調整池は、私は有無の確認はしておりませんが、相互台・ゆりが丘団地からの雨水は名取川に放流されます。現地は、山地が旧東街道線に迫る地形なので、大雨が降りますと雨水が水路から溢れだします。今回砂利敷をどの程度高く盛るかはわかりませんが、雨水排水は自然浸透で土盛りはしないとのことです。どの程度砂利敷を行うのかをまず調べ、なおかつ川村推進委員から、この地区の大雨時の状況を説明していただければ幸いです。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今の質問内容に対して、代表委員から一旦お答えした方がよいでしょうか。それとも川村推進委員から説明をいただきますか。

○ 1 班代表委員（佐藤勝浩委員）

100%の回答になるかわかりませんが、質問に対してお答えします。

○ 議長（引地長一会長）

佐藤委員、どうぞ。

○ 1 班代表委員（佐藤勝浩委員）

南側の水路の関係ですが、2月25日の実情調査のときには、譲受人本人の出席で、その水路が現状で少し崩れかけているので、今後の対策について質問したところ、南側水路の関係も補修することを検討していきたいという回答でした。

○ 議長（引地長一会長）

堀に関しては市の所有で、市の工事となるので、土留め等を行う際は市と協議してくださいと、実情調査の際に譲受人に伝えているとのことですね。オーバーフローしてきたときの対策等を行う際には、その点はご協議してくださいということです。

それでは、大雨の際の地区の状況について、川村推進委員、説明をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（川村吉則推進委員）

推進委員の川村です。私の方から説明をということで、まず、用水の関係を担任委員会資料の4ページの図面を見ながら説明します。市道旧東街道線の左側にも水田があります。この水田の用水については、那智が丘団地の入口に調整池がありまして、そこから数年流れ続けている用水があります。その用水を使って水田に入水し、水田から溢れた水については、ちょうど市道旧東街道線と書いてある辺りの下を潜り、今回申請地の土側溝の方に流れるようになっております。現場は、土側溝ですが、なかなか急なカーブもあり、土も挟られていて土嚢積みされているところもありますし、足場の合いの様な鉄板を当てて土留めとしているところが2ヶ所ほどあります。その様なこともありまして、今回は、砂利敷ということですが、U字溝でも無いものですから、想定外の大雨の場合は、正直不安を感じます。ただ、先ほど佐藤委員が譲受人に質問し、その辺の土側溝部分も改良を考えているという回答を得たということであれば、私としては大丈夫ではないかと思えます。

ただ、駐車場となる申請地南側で48番5との境界辺りにある既存のL字擁壁のコンクリート部分に穴を開けて、恐らく48番5の雨水が落ちるようにされていることを確認してきました。そうなりますと既存の48番5の雨水も下の方に流れて来るのではないかと思いますので、その辺まで担任委員会で確認したのかどうかを確認したいです。

○ 議長（引地長一会長）

川村推進委員からの質問は、48番5に太い塩ビ管が入っていて、48番5からの雨水が申請地に流れて来る心配があるので、別ルートでこの堀の南側の方に流すよう対策するのかを担任委員会で質問してきたかどうかを確認したい、ということです。

○ 1 班代表委員（佐藤勝浩委員）

川村推進委員からご指摘のありました48番5については、譲受人は車両置き場にしているのですが、ご指摘のとおりです。図面では今回申請地には駐車場と書かれている場所が二つありますが、右側辺りで48番5の方から径15cmほどの塩ビ管を通し、今回の申請地の方に水が流れるような仕掛けがしてありました。これは現地で確認しております。この件についても、譲受人本人に確認しましたところ今回申請地の敷地整備の中で、正式な見積書を取り対処していきたいとお話でしたので、その様に言われましたら、しっかりやってください、お願いしますねという程度の事しか、担任委員会の方では申し上げることができませんでした。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。

いずれにせよ、申請地は水田で、堀と同じくらいの高さです。私も担任委員の1人として、車からの油漏れが懸念されるので対策を質問したのですが、追々分離槽等も考えているとのことで、その辺を注意しながら、堀から水がオーバーフローして水田の低い方に流れる時もあるので、土盛等で対策するようお願いをしたことを付け足します。

他に質問はありませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

11番の松浦です。

ただ今、追々にと説明がありましたが、事故が起きてから対策するという事に聞こえます。我々はその様なことが起きないように指導する立場なので、被害が出てから対策を講じるのではなく、最初から新しい道路は既存の道路を同じ高さにし、綺麗なU字側溝を入れる等の様な形で進めることは出来ないのでしょうか。この案件は、私としては認められないような形です。

○ 議長（引地長一会長）

分かりました。事務局の方から経緯の説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

事務局としては、今回の計画につきましては、碎石を敷いて駐車に耐えられる碎石の厚さにするというを確認しております。側溝の関係ですが、水路から侵食されるという形ですので、逆に水路側を整備せざるを得ないのではないかと思います。ただ、今後も整備し駐車場として運営していく中で、どうしても今話題になっている水の関係で、問題になれば盛土、侵食が甚だしいのであれば擁壁を組む必要は出てくると思います。現状の高さのままで車両が耐えられる厚さは5～10cm程度と思われ、その程度の碎石を敷いて駐車場として運営したいというのが、譲受人の意向のようです。あと、今回の水路は新設暗渠ということですが、こちらには既存の暗渠が入っております。当初は段差のある方向にも通路を設けたいとのようでしたが、距離も短く、1mと少し高さがあるためなかなか厳しいということで断念をされた状況で

す。暗渠については継続使用し、なおかつ普通乗用車に対応できる程度のものということになります。窪地ということですが、逆に私からしますと遊水池になることが懸念されます。周りの雨水を土側溝で受けきれずこの駐車場が溜め池になってしまう、そんな感じです。その様な状況の中で、48番5からの雨水が流れてくるのではないかという話がありましたが、一応敷地内は舗装とかは無く、砂利敷なので、ある程度は自然浸透していくものと理解しております。自然浸透で処理できなくなった時は、他のエリアも自然浸透が難しい状況になっているのではないかと思います。また、確かに塩ビ管が出ていたのですが、あくまでもその敷地内で受けきれなかった場合の排出孔として確認していた状況です。

そのような状況で譲受人は、駐車場として運営していきたいということを確認しております。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。他にありませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

11番の松浦です。この土側溝は土地改良区のものなのですか。

○ 議長（引地長一会長）

入間川委員、説明をお願いします。

○ 12番（入間川昭一委員）

入間川です。まず、この土側溝の水路は、改良区外のもので。議案書の3ページで、54番1、56番2の農地の南側に道路、水路と表示がありますが、この水路が改良区の水路です。道路がS字型となっていますが大した距離ではありません。この辺りの道路や水路、S字型道路沿いの今回の申請地を含めた農地は、市から改修の話などは出でいないのでしょうか、ここは土建業者による盛土でかなり高くなっています。申請地は、事務局から説明のように窪地で、大雨が降れば水が溜るだけの姿になります。砂利敷はどの程度高くするのかわかりませんが、水路側を土留しなければ皆崩壊します。S字型道路も2ヶ所ほど崩壊箇所があり、応急処理がされ今現在道幅は狭くなっている状態です。ですから、申請地である50番1は、市と協議を行い、水路にまず排水フリューム500等を入れ土盛りを行い、それなりの高さにすれば問題ないかと思います。そうしますと水の流れも、敷地南側の道路沿いには改良区の高さ1m、幅70cm程の大きな水路がありますので、土側溝からの水を繋ぎますと水の流れも変わると思います。先ほど川村推進委員が説明されたように、大雨が降ると山からの水がオーバースルーするような状態が現状の地区の姿です。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。

低い土地には土盛りをして、堀の改修もきちんと行ってから使うようにすればよいということですね。

○ 12番（入間川昭一委員）

そうです。旧東街道という歴史ある立派な道路ですので、水路改修とかの協議しているのかが気になります。

○ 議長（引地長一会長）

堀の関係で、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

今回は公共物に手を加えない、接しないということの様ですので、具体的な協議は行われていないと思われます。ただし、今後50番1が、土側溝の為侵食等が発生すれば、所有者と公共物管理者の土木課との協議が発生するのではないかなと思います。今の段階では協議はしておりませんが、担任委員会の方では、今後協議をして下さいということをお願いしております。

○ 議長（引地長一会長）

以上、事務局からの説明がありましたがよろしいでしょうか。

○ 11番（松浦岩男委員）

このことについては、岩口地区の総代などから改修を土地改良区へ申し入れて土地改良区の事業として行うことは出来ないものでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

入間川委員が先ほど、そこは土地改良区の管理ではないと発言していますので、土地改良区での工事は出来ないと思いますが、入間川委員、説明をお願いします。

○ 12番（入間川昭一委員）

松浦委員から土地改良区の事業として行えるかどうかの質問ですが、出来ません。といいますのは、熊野堂地区は未整理地区なので水田の形が一定していません。水路の改良区の賦課金は一反歩当たりの800円で、維持管理工事を行う箇所が沢山あります。この水を若干利用している方もいますが、この道路の上の方にある地区の水田は、湛水機能が無く天水にたよるといって、全てが大変な場所です。松浦委員が土地改良区の事業としてはと言われましたが、不可能であると私は考えます。

○ 議長（引地長一会長）

実情調査のときは、譲受人は、今ある現状に砂利を敷き駐車場とし、油漏れが無いように、きちんと対策しますと説明されました。今後皆さんに諮りますけれども、今後の指導といいますか、アドバイスや指導を行うということでよろしいでしょうか。

○ 11番（松浦岩男委員）

譲受人が一生懸命精を出して今後に対応することなので、地元農業委員をはじめとした、農業委員、推進委員一同は、今後申請地の利用を注視しながら、譲受人を信用して、お任せすることによって了解しました。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。他に質問はありませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

1番について、質問します。実情調査には、譲受人は本人が来られたのでしょうか。

○ 1班代表委員（佐藤勝浩委員）

議案1号1番は、代理人の方が来場されました。譲渡人、譲受人双方とも代理人の方への委任による出席でした。

○ 議長（引地長一会長）

それでは、そろそろ採決をしたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案の第1号について、提案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

それでは賛成の方が、多数でございますので、議案第1号は原案の通り、決定いたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。佐藤勝浩代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（佐藤勝浩委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年2月27日提出。

議案第2号1番につきましては、2月25日の担任委員会で現地調査を行い、申請人より実情を聴取いたしました。

番号1、大字・字・地番は、牛野字内海232番、地目は登記田、現況畑、登記面積401㎡です。転用目的は農家住宅建築です。申請人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は、農家住宅2階建1棟。工事着工令和7年5月23日、工事完了令和7年11月23日。なお、この案件は追認事案であり、顛末書が提出されました。

位置図・公図につきましては、議案書の5ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料5ページ、6ページをご覧ください。申請地は、テクノファーム牛野事務所の東、市道牛野一本杉線沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外、第1種農地となります。申請人は、申請地の西、236番に居住し、232番に農作業場を所有しております。母屋及び農作業場は、申請者の父が昭和42年に建築

したのですが、平成元年頃、市道牛野一本杉線の拡張工事により、東側に曳家をし、併せて農作業場を4mほど分離し、更に東へ移設したものです。この度、母屋の老朽化に伴い住宅を新築することとなり、農作業場を解体した跡地に、建築する計画を立てたところ、当該農地の転用手続きが必要となったため、申請に至ったものです。なお、農作業場を曳家する際に、当該農地の転用手続きを行うべきところ、手続き遺漏が判明しました。今回の件につきましては、申請人は、深く反省している旨の顛末書が提出されていることから、追認はやむを得ないと考えるところです。今後は、農地転用に際して、農地法を遵守するよう厳重に指導注意しました。

以上、1番につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の引地恒裕委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（引地恒裕推進委員）

議案第2号1番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番は、農家住宅建築への転用であり、前所有者が市道改良工事において、母屋と農作業場を東側に曳家したことにより、平成元年頃から、転用許可を受けずに農作業場が移設されていたものです。この度、母屋の老朽化に伴い住宅を建築することとなり、農作業場を解体し建設する計画を立てていたところ、転用手続き遺漏が判明したものです。申請人からは、顛末書が提出されており、追認は止むを得ないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま両委員から説明・意見等をいただきました。この案件についてご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。佐藤勝浩代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（佐藤勝浩委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農

地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年2月27日提出。

番号1、大字・字・地番は、下余田字成田14番、地目、登記・現況共に田、登記面積695㎡、他5筆、他5筆の地目は、登記・現況共に田、登記面積6,100㎡、面積合計6,795㎡、権利種別は賃貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名については議案書のとおりです。借受人の経営面積は293a、世帯員6人、労力人3人で、賃借権の設定期間は許可日より10年間、賃料は10aあたり玄米30kgです。

位置図・公図につきましては、議案書の7ページをご覧ください。申請地は、下余田にある円満寺から1,100mほど北に位置し仙台市市境に近い所です。北側は、農業振興区域の農用地区域、南側は、農業振興地域の農用地区域外です。貸付人は、申請地の一部の740番1、740番2を、昨年9月第5回総会で農地交換を行っているところですが、今回、共同利用していた農業機械の更新が出来なかったことや体調不良、高齢化もあり、申請に至ったものです。借受人は、後継者が就農しており、今後規模拡大により集落内の農業を担っていくこととしております。

番号2、大字・字・地番は、手倉田字志村693番、地目、登記・現況共に田、登記面積325㎡、権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は1,015a、世帯員2人、労力人は2人です。売買の価格は、10aあたり369,230円、総額は120,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の8ページをご覧ください。申請地は、県立精神医療センターから200mほど北に位置し、農業振興区域の農用地区域となります。譲受人は、申請地の隣接地北側に父が所有している農地があり、周辺農地と一体的利用を図るため、譲渡人に売買を申し入れ、申請に至ったものです。今後は、粃殻集積場兼粃殻たい肥場として利用することとしています。譲受人は、現在、水稻及び野菜を生産し、所有の農地も適切に管理されているところです。

議案第3号1番から2番につきましては、2月25日の担任委員会で現地調査を行い、貸付人等より実情を聴取いたしました。1番から2番について、農地法3条の許可要件を満たしていることから、許可について、問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の引地恒裕委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（引地恒裕推進委員）

議案第2号1番から2番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、規模拡大による賃貸借です。2番は、規模拡大による売買です。いずれも、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

以上、1番から2番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、両委員からご説明、ご意見等いただきました。このことについて、質問、ご意見等承りますが、この案件について、質問はありませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

12番の入間川です。

議案第1号の下余田字成田地区についてですが、下余田地区では2期地区画圃場整工事が来年か再来年あたりから始まるそうですが、この案件の場所は圃場整備除外地区となるのかを教えてください。

○ 議長（引地長一会長）

事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

こちらにつきましては、下余田地区の区画圃場整備区域外となります。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり裁決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

《議案第4号 非農地証明願出に係る意見について》

次に、議案第4号、「非農地証明願出について」を議題といたしますが、2月25日の担任委員会において、現地調査を行ったものの、実情調査に申請人が出席しなかったため、取下げとし、改めて非農地証明願出を提出するよう指導することとします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書11ページをご覧ください。議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和7年2月5日、6日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和7年2月27日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規14件87,421㎡、更新93件539,320㎡、
合計107件626,741㎡。

2 利用権を設定する土地

田364筆595,552㎡、畑31筆31,189㎡、
合計395筆626,741㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定102件、所有権移転5件。

② 賃借権の存続期間。3年39件、5年29件、6年1件、10年33件。

③ 貸賃（10a当り）。

25kg7件、30kg31件、36kg1件、40kg19件、45kg14件、
50kg1件、60kg17件、1,600円1件、5,000円4件、
6,000円1件、10,000円6件。

④ 所有権移転の売買総額。

22,200円1件、300,000円1件、1,000,000円1件、
1,050,000円1件、6,600,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和7年2月28日予定。

5 詳細につきましては、議案書12ページから29ページのとおりです。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」という声がありましたので、議案第1号について、原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（2）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（3）令和7年度名取市農作業標準料金の設定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）「農地賃貸借権解約について」、（2）「農地使用貸借権解約について」、（3）「令和7年度名取市農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（３）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（１）、から報告事項（３）について承認いたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔３月の農業委員会行事日程の説明を行った〕

〔２月の農家相談についての報告説明を行った〕

〔農業委員会事務局窓口における苦情及び農地取得無資格者から相談を受けている案件について報告を行った〕

○ 議長（引地長一会長）

ただ今、事務局が説明しました中で質問等はございませんか。

○ １３番（佐藤勝浩委員）

〔事務局への要望として、議案書資料の位置図・公図の表記の工夫と位置図に使用する情報は、なるべく最新に近いものを使用してほしいとの要望を受けた〕

○ １０番（相澤喜美委員）

〔位置図の表記方法について、公共物等への矢印標記についての案をいただいた〕

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一委員）

〔賃貸借契約時の現物支給（玄米）以外の価格について、玄米以外の作物の場合の指標についての相談を受けた〕

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則委員）

〔中間管理機構による利用権の設定金額についての情報提供があった〕

○ １１番（松浦岩男委員）

〔農地の賃貸借契約における金額の設定についての意見と現状の説明が行われた〕

○ 農地利用最適化推進委員（西山剛委員）

〔令和７年３月で終了となる利用権の契約期間終了通知についての意見をいただいた〕

○ 議長（引地長一会長）

他に質問はございませんか。

〔「なし」との声あり〕

それでは、第10回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時42分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年2月27日

名取市農業委員会
議長

引地 長一

署名委員6番

昆布谷 功治

署名委員7番

佐伯 美和